

## 平成27年度第2回船橋市防災会議会議録

日時：平成28年2月18日（木）午後1時30分～2時10分

場所：市役所10階 中会議室

事務局（危機管理課 課長補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、平成27年度第2回船橋市防災会議を開催いたします。

本日の会議は、定数44人中40人の委員の皆様にご出席をいただきましたので、船橋市防災会議運営要領第2条第2項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日の会議の傍聴の希望はございませんでした。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸　徹市長よりご挨拶を申しあげます。

会長挨拶（市長）

本日は、大変お忙しい中、防災会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

そして、日頃より、防災行政はもとより、市政各般にわたり、さまざまな形でお力添えをいただいておりますことをこの場をお借りして御礼申し上げます。

ご承知のとおり、阪神淡路大震災から21年、東日本大震災からはまもなく5年が経過しようとしておりますが、未だに東北の被災地では、2,500人以上の方が行方不明で、まだ捜索が続けられている状況でございます。

先の震災において、いろいろな報告がございましたが、特に65歳以上の方、また、障害のある方の死亡率が非常に高いということがございました。そうしたことを受け、市の方といたしまして災害時の要配慮者の対応をしっかりとやっていかなくてはいけないということで、今年に入りまして、1月12日に障害者の福祉施設を運営する3つの社会福祉法人と新たに協定を結びました。これまで、公民館や特別支援学校等を福祉避難所として35箇所設けておりましたが、災害が起こった際に、障害がある方の受入れについて一歩前進できたと考えております。

なお、特別養護老人ホームにつきましては、現在、協議を進めておりますので、また改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

そして、1月29日には、市で初めて災害対策本部運用図上訓練を行いました。警察、第1空挺団を含めて、各市内の関係機関にもご参加をいただきましたが、図上訓練では、テーマを部課長に与えないで、その場でいろいろな指示を出して、どういった対応ができるのかということを確認しました。まだまだやらなければいけないこともあります。これについては、またしっかりとやっていきたいと考えております。

す。

昨年から今年にかけて、地震を含めて自然災害が多くございました。関東・東北豪雨では、常総市の方で本当に大きな被害が発生しました。船橋市におきましても、避難勧告を発令いたしまして、消防団を含めて周知活動等を行いました。おかげをもちまして大きな被害は出ませんでしたが、こうした連携についても、しっかりとやっていきたいと思っております。

今日は、地域防災計画の修正についての諮問をさせていただきます。今後に向けてこれまでのことを含めて改善をした部分を説明させていただきますので、忌憚のないご意見をいただければと思っております。

船橋市の防災対策は、行政だけでは本当に成し得ないことばかりでありますし、今後もより一層のお力添えをお願い申し上げましてご挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

#### 事務局（危機管理課 課長補佐）

（はじめに、事務局より、異動に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせて頂きます。

船橋市防災会議運営要領第2条により、会長が議長になることが定められておりますので、会長に議事の進行をお願い致します。それでは市長お願ひします。

#### 議長（市長）

これより議事に入らせていただきます。

本日の議題は、諮問事項1件でございます。議案第1号「船橋市地域防災計画の修正について」、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（危機管理課長）

船橋市地域防災計画でございますが、災害対策基本法第42条の規定により、船橋市防災会議において作成、修正する計画とされています。この計画は、本市防災に関し、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を実施する際に、防災関係機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な対策を定めることを目的としております。

災害対策基本法の改正、また近年における防災対策を取り巻く環境の変化及び市の組織改正等を踏まえ、現行の地域防災計画は、東日本大震災後の平成25年1月に大幅な修正を行っております。

今回の修正は、平成25年6月、26年11月に災害対策基本法が一部改正されたことを受けて実施するものでございます。パブリックコメントを実施するとともに、本日ご出席の防災関係機関及び団体の皆さんにも意見をいただき、修正を行ったものでございます。

それでは、船橋市地域防災計画案についてご説明いたします。お配りいたしました資料1「船橋市地域防災計画の修正について（概要）」をご覧ください。

まず、①として災害対策基本法の改正に伴うものですが、災害対策基本法の一部改正により①から⑥について明記いたしました。

まず、①の要配慮者、避難行動要支援者関係からご説明をいたします。これまで災害時要援護者という名称であった高齢者、障害者など特に配慮を要する者を「要配慮者」とし、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、この「避難行動要支援者」の名簿作成が市町村に義務付けられました。

本市では、船橋市避難行動要支援者名簿登録基準を策定し、要配慮者情報から抽出したもので、真に支援を要する者を「避難行動要支援者」とし、避難行動要支援者名簿を作成いたします。

また、災害対策基本法では、平常時における名簿の外部提供には、避難行動要支援者に対し、同意を得ることが必要となっており、同意を得た名簿は、避難支援等関係者として位置づけをした船橋市社会福祉協議会、消防団、警察署に提供いたします。船橋市社会福祉協議会に提供した情報は、安心登録カード事業により、地区社会福祉協議会、町会・自治会、民生委員・児童委員へ提供されることとなります。

なお、避難行動要支援者名簿情報の提供に際しては、情報漏えいを防止するための措置を講じます。

次に、②の地区防災計画ですが、この改正により、町会・自治会等が、自助・共助による自発的な活動のために、自分たちの住む地区ごとの地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進する旨を明記しております。

次に、③の指定緊急避難場所関係ですが、洪水・津波等の災害により危険が及ぶ可能性のある避難場所につきましては、洪水・津波等の際には避難することができない旨を看板等で明確にして、指定緊急避難場所として指定する旨を明記しております。これは、例えば、グラウンドが一時避難場所になっている場所に、洪水・津波等の危険が及ぶときには避難場所としての活用はできないということの明記でございます。

次に、④の緊急通行車両の通行の確保ですが、大規模地震や大雪等の災害時に、被災地や被災地に向かう道路上に放置車両や立ち往生した車両が発生し、消防や救助活動等の災害応急対策に支障が生ずるおそれがあることから、道路管理者が直接運転者に指示をしたり、車両の移動を行う、放置車両対策等の強化を図る旨を明記しております。

次に、⑤の大雪警報等の情報伝達手段ですが、平成26年2月に記録的大雪により都市機能がマヒしたことがございましたが、船橋市においても、2月8日には市民文化ホール、西部公民館で帰宅困難者215名の対応をいたしました。大雪警報等の情報について、市ホームページ、ふなばし災害情報メール、市公式ツイッター、フェイスブック及びふなばし減災プロジェクトウェブサイト等を用いて周知を行っていく旨を明記しております。

さらに、⑥の雪害に関する防災関係機関との相互の連携では、雪害対応に係る経験が豊かな地方公共団体との情報交換や協定締結等について検討を行う旨を明記しております。

以上の①から⑥の関連につきましては、災害対策基本法の改正に伴う修正でございます。

続きまして、2. 帰宅困難者対策の追加でございます。東日本大震災以降、市では、船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会を設置し、帰宅困難者対策の強化、整備を行っていることから、「第20節帰宅困難者対策」として、次の項目を新たに追加しております。

第1 船橋駅・西船橋駅周辺での帰宅困難者等の混乱防止対策についてでございます。これは、先ほど述べました船橋駅・西船橋駅周辺帰宅困難者等対策推進協議会を設置し、対策について検討しているところでございます。

第2 といたしまして、帰宅困難者の子供、これは、生徒・児童・園児等でございますが、その子たちの保護と一時待機の名目について記載をさせていただいております。なお、学校等では、学校防災マニュアル等の作成を推進することを明記してございます。

第3 といたしまして、一般の事業者等に対する従業員等への施設内待機協力等の呼びかけでございます。

第4 といたしまして、帰宅困難者の徒歩による帰宅支援でございます。これは、帰宅困難者一時支援施設として、現在、民間7施設と協定締結をしているところでございます。

第5 といたしまして、帰宅困難者（特別搬送者）の搬送についてでございます。先ほど申しました要配慮者等の搬送を県や関係機関と連携して搬送手段を確保するというものでございます。

次に、3といたしまして、水防本部設置前の体制の追加でございます。これまで、水防本部設置前の体制として、各課対応の水防準備体制のみの一段階としていたものを、①各課対応、②水防準備体制の二段階とし、配備基準を明確にいたしました。これは、水防準備体制として、気象警報等水防関係機関が各課対応から増員して被害対応にあたるときに水防本部に移行できる体制としていくわけでございます。

次に、4といたしまして、受援体制の明確化でございます。他市の各機関に対して応援要請した際の応援職員等の受入体制、受入担当班を明記したものでございます。

次に、5といたしまして、石油コンビナート等特別防災区域の指定解除による修正ですが、平成26年10月1日付で、石油コンビナート等特別防災区域の京葉臨海北部地区における、市内日の出2丁目、栄町2丁目、西浦2丁目及び西浦3丁目の区域解除に伴い修正したものでございます。これは、西浦2丁目にございましたJX日鉱日石エネルギー株式会社の石油施設が閉鎖されたことによる指定解除でございます。

次に、6といたしまして、水防活動従事者の安全配慮の追記でございます。これは、水防法第7条第2項に基づく、津波の発生時や危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保の配慮について明記したものでございます。

次に、7といたしまして、土砂災害警戒情報が発表された際の対応でございます。改正土砂災害防止法の成立により、土砂災害警戒情報が発表された際の情報伝達体制を整備し、危険箇所の周辺住民に対し周知、広報を行う旨を明記しました。

次に、8といたしまして、福祉避難所の追加でございます。船橋特別支援学校高根台校舎、船橋特別支援学校金堀校舎を福祉避難所に指定いたしました。本市の福祉避難所は35施設となります。また、先ほど市長の方からもお話がありましたが、平成28年1月12日には、障害者の福祉施設を運営する社会福祉法人と災害時の要配慮者の受入に関する協定を締結いたしまして、公的な福祉避難所と併せて、社会福祉施設も福祉避難所として指定を行い、障害者等の要配慮者の受入を行うようになります。

次に、9といたしまして、降灰対策の項目の追加でございます。東日本大震災以後、各地で火山活動が活発化したため、船橋市に影響が懸念される富士山の火山噴火による降灰対策を検討し、「第5部その他災害対策編第1章降灰対策編」として、新たに項目を追加したものでございます。

最後に、10といたしまして、市の組織改正を反映したものでございます。これは、平成27年4月及び10月の大幅な組織改正を反映し、関係部分を修正したものでございます。財務課が解体されたことに伴い、第1教育班と第3供給班を統合し、第1教育班といたしました。健康部から健康増進課、保健センター等の業務が保健所へ移管され、地域保健課及び健康づくり課が新設されたことに伴い、班構成及び分掌事務の修正をいたしました。また、福祉サービス部の高齢者福祉課、介護保険課等が健康・高齢部に再編されたことに伴い、班構成及び分掌事務の修正を行い、第4要配慮者支援班を新設したものでございます。

次に、お手元の資料2をご覧ください。資料2「船橋市地域防災計画（案）に対する意見募集結果について」でございます。

これは、本計画の修正に当たり、平成27年12月15日から28年1月14日にかけて実施しましたパブリックコメントの結果をまとめたものでございます。2名の方から、6件のご意見をいただきました。意見と市の考え方については、別紙のとおりでございます。基本的には要望でございました。

次に、資料3をご覧ください。ただ今ご説明をしました地域防災計画の修正後と修正前の対比、ページの後段には、修正ページをすべて掲載させていただいております。

また、皆様のお手元にお配りいたしました、地域防災計画の本編、資料編につきましては、修正部分を朱書きにして示しております。後ほどご覧いただきたいと思います。簡単ではございますが、以上で、地域防災計画修正についての説明を終了させていただきます。

議長（市長）

ただ今説明のありましたことにつきまして、各委員の皆様からご意見等がございましたら、お願いいいたします。

なお、ご発言の際には、挙手をして、氏名をお願いいたします。

船橋市自治会連合協議会（本木委員）

この基本法の改正に伴う改正の部分で、資料1の中の②地区防災計画の関係というものがあります。修正案の地震1-1-5を見ますと、地区防災計画の策定の推進と

いうところで、地域の実情や特性に応じた地区防災計画の作成を推進すると書いてあります。

この地区というのは、何を想定しているのか。一般に地区というと 24 コミュニティを言いますけれども、24 コミュニティを想定するのか、それとも行政ブロックを想定しているのか。具体的にお伺いしたいと思います。また、何か計画のサンプルがあれば、別途勉強させていただきたいと思います。

#### 事務局（危機管理課長）

地区防災計画の策定単位は、町会・自治会単位であったり、24 コミュニティの地区であったり、特に定められておりません。

地区防災計画は、地区の居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画で、各地区の実情に合わせた計画を作っていただくものです。皆様方と一緒に協議をしながらどういうものがいいのかというものを成するものだというふうに理解して、また協議を整えていきたいと思っております。

#### 船橋市自治会連合協議会（本木委員）

町会・自治会単位で作るのか、あるいは 24 地区コミュニティ毎に作るのか、それによって作り方はいろいろあると思います。昨年 11 月に浜松市に視察に行ったときに、浜松市はこれに類似したものとして、区版防災計画というものを作っていて、非常に関心しました。その区域によって、いろいろ特性がある。それは船橋でもそう変わるものでもなく、船橋の場合、南部ブロック、いわゆる津波が懸念されるところと、土砂災害を懸念される北部、あるいは中央ブロックの中にも避難指示が出るようなところもございます。そういう特性を想定した地区防災計画を作るには非常に大事な部分だと思いますので、ぜひ検討の中には、地域の代表者を加えながら、実効性のある計画にしていただければと思います。

#### 議長（市長）

それでは、この点につきましては、今ご指摘をいただきました。危機管理課の方とまた新たに整理をさせていただき、自治会連合協議会を含めてご提唱させていただいと、ご意見をいただければと思います。

他に何かございますでしょうか。

#### 船橋市議会（朝倉委員）

船橋市地域防災計画案の第 2 部第 2 章応急の第 18 節ボランティアの協力というところについてですが、異議を唱えるものではなくて、この間の経験からお話しをさせていただきたいと思います。実際に専門職として、常総市とかに水害対策に行かれた方もおられると思うので、専門職としてのご奮闘には、感謝しながらも、私は一般ボランティアとして 7 回行つきました。それで感じたのは、やはり東日本大震災以降、一般ボランティアとしてずっと活動を続けている方が結構いらっしゃいます。土

日だと大体100人くらい集まつていて、その中の10人が20人くらいは、いろいろな災害の度に駆けつけている方々で非常に手慣れた形で水害の後処理をしていました。

そういうことを考えますと、もし船橋が災害に遭ったときには、結構電車の便がいいですから、一般ボランティアが来ていただけると思うので、市総合教育センターでボランティアを受け付けるというのは、東船橋駅から十分歩ける範囲ですし、広さも十分確保できると思うので、非常に現実的ではないかと思います。

それにあたりまして、是非、常総市の方もある程度落ち着いてきましたので、市の防災として1回じっくりとお話しを聞いて、この6か月間の教訓を常総市の防災担当者からお聞きするような機会を是非持つていただければと思います。これは要望です。

事務局（危機管理課長）

情報収集させていただきたいと思います。

議長（市長）

他にございますでしょうか。ないようですので、「船橋市地域防災計画の修正について」採決に移りたいと思います。

それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

ありがとうございます。挙手全員でありますので、本案は承認をされました。

本日の議案は以上でございます。本日の会議を終了させていただきます。

事務局（危機管理課 課長補佐）

ご審議ありがとうございました。以上をもちまして平成27年度第2回船橋市防災会議を終了いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして散会いたします。